

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影測量レベル一〇〇〇及び二五〇〇）
- 二 測量の地域 奈良市全域
- 三 測量の期間 平成二十六年十月二十二日から平成二十七年二月二十七日まで